（特定警備の実施に関する基本原則）

第二条　小銃の使用は最終手段であることに留意するとともに、この告示を遵守し、海賊行為による被害を低減するための措置の実施や小銃等の管理等を徹底することにより、特定警備の適正な実施を確保するものとする。

2　特定警備は、海賊多発海域において、特定日本船舶が、第一号に掲げる基準に該当する場合であって、第二号イの措置を実施し、かつ、同号ロ及びハの措置を実施することとしているときに、行うものとする。

一　特定警備を実施する特定日本船舶の基準

イ　推進機関をその連続最大出力で運転した場合の速力が十八ノット未満であること。

ロ　暴露甲板その他の人が船舶に侵入することが可能な場所から海面までの最小の垂直距離が十六メートル未満であること。

二　海賊行為による被害を低減させるための措置

イ　有刺線その他これに類するものの取付け

海賊多発海域に入域するまでに、船舷の上端に沿って船体の全周に有刺線その他これに類するものを堅固に取り付けるものとし、海賊多発海域において、航行その他の業務に支障のない限り、取り外さないものとする。

ロ　放水設備からの放水

海賊行為が発生するおそれがある間、海賊に接近されるおそれのある船舷の付近海面に対し、放水設備から放水するものとする。

ハ　シタデルへの避難

海賊（海賊行為を行う者をいう。）が特定日本船舶に侵入した場合には、当該船舶の船長の判断により、速やかに、乗組員及び確認特定警備従事者を、シタデル（当該船舶内であって、乗組員及び乗船している者が避難するための堅固な構造を有し、かつ、ＶＨＦ無線電話、インマルサット無線電話等の外部との通信手段が確保されている区画をいう。）に避難させるものとする。この場合、船長は、乗組員に推進機関の停止等の措置をとらせることにより、できる限り、海賊が当該船舶を運航できないようにするものとする。

3　確認特定警備従事者は、船員法（昭和二十二年法律第百号）第七条に規定する船長による命令に従わなければならない。

（確認特定警備従事者の構成及び指揮命令）

第三条　特定日本船舶に乗船する確認特定警備従事者の人数は、特定警備のため必要な人数（四人以上）とし、そのうちの一人を指揮者とする。

2　指揮者は、確認特定警備従事者のうちから、あらかじめ、指揮者の代理を選任し、指揮者が疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行させるものとする。

3　確認特定警備従事者は、指揮者の指揮のもと特定警備を実施するものとする。

（小銃等の積込み基準）

第四条　特定警備の用に供する小銃等の積込み基準は、次の各号のとおりとする。

一　小銃の積込み基準

小銃の口径は、五・五六ミリメートル又は七・六二ミリメートルとし、製造番号が打刻されたものとする。また、小銃の数量は、特定警備実施計画（法第十三条の規定により国土交通大臣に届け出た特定警備の実施に関する計画をいう。）に記載された確認特定警備従事者の人数と同数を上限とする。

二　実包の積込み基準

実包は、前号の小銃の規格に適合するものとする。また、実包の数量は、特定警備のため必要な数量とする。

（特定日本船舶への確認特定警備従事者の乗船及び小銃等の積込み等）

第五条　確認特定警備従事者の乗船及び小銃等の積込みを適正に実施するため、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

一　船長への事前通知

認定船舶所有者は、確認特定警備従事者の特定日本船舶への乗船及び小銃等の積込みの前に船長に積み込まれる小銃の側面及び当該小銃に打刻された製造番号を写した写真を送付し、かつ、特定警備実施計画に記載された確認特定警備従事者の国籍、住所、氏名、生年月日、性別及び旅券の番号、積み込まれる小銃の名称及び製造番号並びに実包の種類及び数量を通知するものとする。

二　船長による確認特定警備従事者の乗船及び小銃等の積込みの確認

船長は、特定日本船舶に確認特定警備従事者が乗船し、小銃等を積み込むに当たっては、前号の規定により送付された写真及び通知された事項について、確認するものとする。

三　確認特定警備従事者の小銃等の積込み

小銃等の積込みは、海賊多発海域において、確認特定警備従事者が実施するものとする。

四　その他事項の確認

船長、確認特定警備従事者その他確認を行う必要があると船長が認める者は、相互に次に掲げる事項を確認するものとする。

イ　確認特定警備従事者の構成

ロ　予想される海賊行為の態様及びその対応方針

ハ　小銃等の取扱いに関する留意事項

ニ　航海計画（小銃等の取卸しを行う地点並びに我が国海上自衛隊により護衛される海域及び通過海域に関する事項を含む。）

ホ　消火設備、通信設備その他の船内設備の使用方法

2　船長は、前項第二号の規定により小銃等の積込みの確認した場合には、次の各号に掲げる事項を記録簿に記載するものとする。

一　日時及び場所

二　小銃の名称及び製造番号

三　実包の種類及び数量

（小銃等の保管及び携帯等）

第六条　小銃等を適切に管理するため、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

一　小銃等の保管

確認特定警備従事者は、小銃と実包を分けて別の容器に入れ、そのそれぞれにつき施錠した上で、当該容器の保管を船長に委託するものとし、船長は、当該容器を小銃等の保管設備に格納し施錠するものとする。なお、鍵又は暗証番号その他の解錠に必要な情報は、当該容器については確認特定警備従事者が、当該保管設備については船長が、それぞれ管理するものとする。

二　小銃等の携帯

イ　確認特定警備従事者は、前条第一項第三号、前号、次条第一項及び第二項、第八条第一号ロ及びハ並びに第二号、第十条第一項並びに第十一条第一項第二号の規定による場合を除いては、小銃等を携帯してはならない。

ロ　確認特定警備従事者は、小銃の使用目的その他の必要な事項を船長に報告し、小銃等の携帯の開始を申し出るものとする。

ハ　船長は、小銃等の携帯が必要であると認めた場合には、当該保管設備を開錠し、当該容器のうち、申出に応じた数量の容器を取り出し、確認特定警備従事者に引き渡すものとする。その際、船長及び確認特定警備従事者は、当該引き渡しに係る小銃の製造番号及び実包の数量を確認するものとする。

ニ　確認特定警備従事者は、小銃等の引渡しを受けた場合には、やむを得ない場合を除き、自ら携帯するものとする。